

平成19年11月22日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理 事 長 清 水 巖 様

郵便事業株式会社
国内営業統括本部 郵便事業本部

拝啓 晩秋の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、郵便事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社代表取締役会長CEOあてに頂戴いたしましたお手紙につきまして、郵便切手・葉書の発行を担当している私より回答申し上げます。

「汚染し、若しくはき損された郵便切手」の取扱いについて回答させていただきます。

汚染し、若しくはき損された郵便切手を無効として交換を認めない根拠は、郵便法第30条によるものです。これは、郵便物の引受けに当たり郵便切手を消印することとなっており、消印によって汚損し又はき損したものが他の事由によるものかを認定することが事实上困難であることが多く、すべて無効とされているものです。また、郵便法第85条において、郵便切手の消印の印影を消滅し、又は除去した場合は10年以下の懲役に処せられること（切手類を偽造する等の罪）となっております。

郵便切手は、郵便の利用において現金と同様に価値を有するものであり、上記郵便法の規定に定めるように、厳格な取扱いを求められるものであります。

なお、内国郵便約款においては、この郵便法第30条の規定を受けて、汚損し、若しくはき損された郵便切手を郵便料金の支払のために使用することができない旨定めているものです。

汚染し、若しくはき損された郵便切手のすべてを無効とすることについて、郵便法の趣旨・解釈によるものでありますので、上記回答に納得いただけない場合は、郵便法を所管する総務省あてご照会いただきますようお願ひいたします。

次に、ご希望のありました9月25日付「質問書」の郵便物に貼付・消印されました郵便切手の返還については、郵便物の所有が弊社にあることから、ご希望にはお応えいたしかねますので、よろしくお願ひいたします。

今後ともお客様の視点に立った郵便サービスの提供に努めてまいりますが、お気づきの点がございましたらご意見を賜りますとともに、引き続き郵便局をご愛顧いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

末筆ではございますが、貴台今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具